

南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長

石黒和彦

## 南知多町条例第17号

### 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

南知多町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年南知多町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項10年未満の欄中「12,900円」を「13,340円」に改め、同項10年以上20年未満の欄中「13,700円」を「14,170円」に改め、同項20年以上の欄中「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項10年未満の欄中「11,300円」を「11,670円」に改め、同項10年以上20年未満の欄中「12,100円」を「12,500円」に改め、同項20年以上の欄中「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項10年未満の欄中「9,700円」を「10,000円」に改め、同項10年以上20年未満の欄中「10,500円」を「10,840円」に改め、同項20年以上の欄中「11,300円」を「11,670円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の南知多町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた南知多町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補

償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第25号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の  
提案理由の説明

1 提案の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を次のとおり改定

補償基礎額表

階級	勤務年数	現行	改定案	比較
団長及び副団長	10年未満	12,900円	13,340円	440円増額
	10年以上20年未満	13,700円	14,170円	470円増額
	20年以上	14,500円	15,000円	500円増額
分団長及び副分 団長	10年未満	11,300円	11,670円	370円増額
	10年以上20年未満	12,100円	12,500円	400円増額
	20年以上	12,900円	13,340円	440円増額
部長、班長及び 団員	10年未満	9,700円	10,000円	300円増額
	10年以上20年未満	10,500円	10,840円	340円増額
	20年以上	11,300円	11,670円	370円増額

(別表関係)

(2) 消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の最低額を「9,700円」から「1万円」に、最高額を「1万4,500円」から「1万5,000円」に改定

(第5条第2項関係)

(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改定

	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
現行	100円	383円	217円			
改正案	廃止	433円	217円			
比較	100円減額	50円増額	改定なし			

(第5条第3項関係)

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和8年4月1日

#### (2) 経過措置

改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。